

高校における「竹島問題」学習のあり方について

— 「高校における竹島学習」のあり方検討会の経過 —

「高校における竹島学習」のあり方検討会 代表 佐々木 茂

1 はじめに

小・中学校では、教育基本法の改正にともなって改訂された学習指導要領が、小学校は平成 23 年 4 月から、中学校は平成 24 年 4 月からそれぞれ全面実施され、高等学校は平成 25 年度入学生から学年進行で実施される。特別支援学校は小・中・高等学校に準じる。

このような学校教育の状況の中で、「竹島問題」をめぐる、『中学校学習指導要領解説 社会編』に「我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなども触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域についての理解を深めさせることも必要である」と記載された。さらに、平成 21 年に告示された『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』で、「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である」と示し、文部科学省は、高等学校でも「竹島問題」について中学校と同様な指導がなされるという趣旨の説明をしている。

2 島根県における「竹島問題」学習の実施状況

①小・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況

このように教育行政の指示が進行する一方、島根県においては、県議会本会議で平成 17 年 3 月 16 日に「竹島の日を定める条例」が可決され成立した。それ以降、県内の小・中学校における「竹島に関する学習」の実施率⁽¹⁾は徐々に向上しており、平成 22 年度には小学校で 97.1%、中学校では 100%で、複式学級を有する小学校を除く県内すべての小・中学校で「竹島に関する学習」が実施されている。

②高等学校における「竹島」についての指導状況

島根県内における高等学校の実施状況⁽²⁾についても、「『竹島』について指導した県立学校(ホームルーム活動または教科で取り扱った学校)」の実施率については、平成 17 年度では 86.4%であったが、翌年度からほぼ 100%に達し、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間は 100%が続いている。つまり、現在では県内のすべての県立学校で「竹島に関する学習」が実施されていることになる。

しかし、「特に竹島の日前後のホームルーム活動等での学習において、その内容や使用教材は、各校での工夫に任せられており、取り扱い方に軽重があったのも事実」⁽³⁾と、今後の課題が指摘されている。

(1)平成 19 年度以降の実施率など詳細は、この竹島問題研究会(第 2 期)の最終報告書の曾田和彦「小・中学校における『竹島に関する学習』の推進状況」を参照されたい。

(2)、(3)竹島問題研究会(第 2 期)の最終報告書の馬庭寿美代「高等学校・特別支援学校における竹島に関する学習の推進状況」を参照されたい。

3 「高校における竹島学習」のあり方検討会について

平成17年6月に設置された竹島問題研究会、その後のWeb竹島問題研究所の設立以降も「竹島問題」に関する客観的な調査研究や啓蒙活動等は継続的に進められてきた。さらに、平成21年から小・中学校向けの『竹島学習副教材 DVD』の配付など島根県内の小・中学校における「竹島に関する学習」の充実が成果をあげており、今後、それらを利用して「竹島問題」に関して学習してきた中学生の高校入学が見込まれる時期が近づきつつあった。

県内の高校進学率98%の現状の中で、平成21年10月に再発足した竹島問題研究会(第2期)では、平成23年2月に開催された第6回研究会で、「『高校における竹島学習』をどのように進めていくのか」を平成23年度の研究テーマの一つに取り上げることとなり、その取りまとめを佐々木茂委員(研究会副座長)に委任した。

そして、テーマの取りまとめのためには、高校教育の指導に当たる県教育庁高校教育課の指導主事や地理歴史科と公民科を担当する高等学校および特別支援学校高等部の教員の参画が不可欠であり、それらで構成する島根県の竹島問題研究会(第2期)のプロジェクトチーム「高校における竹島学習」のあり方検討会(以下、「検討会」と略称)を組織化することとなって、平成23年5月に第1回検討会が発足した。「検討会」の構成員(括弧内の所属は平成23年度現在)は以下のとおりである。

代表 佐々木 茂(竹島問題研究会副座長。松徳学院高等学校)

委員 宇佐美朝士(松江北高等学校)

狩野 隆夫(松江緑が丘養護学校)

堀 拓雄(平田高等学校)

本間 達也(松江南高等学校)

馬庭寿美代(教育庁高校教育課)

武藤 立樹(隠岐高等学校)

庶務 小室 僚(総務部総務課)

この「検討会」は、5月から検討を開始し、以下の会合を重ねることとなった。

第1回 平成23年5月16日(月)

第2回 平成23年7月1日(金)

第3回 平成23年8月17日(水)

第4回 平成23年10月5日(水)

第5回 平成23年11月30日(水)

第6回 平成23年12月21日(水)

第7回 平成24年3月14日(水)

この会合では、第1回の「検討会」で、

(1)あり方検討会の運営方針について

(2)竹島学習の現状について

(3)具体的な検討内容について

の3点について、7名の構成員から、忌憚のない意見が出され、熱心な討議が交わされた。特に、馬庭委員からの県立学校の実施現状の報告と各委員の学校現場をふまえた現状認識

についての所感等は、これから検討を進めていく上での委員相互の交流にも大いに意義深いものとなった。

4 「検討会」での議論について

「検討会」で代表としては、多忙化を増す学校現場にあつて本務以外に「検討会」で負担をかけることへの配慮もあり、「高校における竹島学習」に関して実現が可能なものを具体化していくことをめざし、第1回「検討会」では主に①小・中学校をふまえる、②教科学習について、③地歴・公民科以外の先生方への啓発などについて意見を交換した。その結果、朝礼・終礼やいわゆる「ロングホームルーム」などのホームルーム活動等に利活用できる指導案を複数つくって検討を加え、「竹島問題」を学び考える指導案を作成する方向で検討を進めることとなった。

しかし、「検討会」を重ね議論を重ねるうちに、①高等学校のホームルーム活動に関する指導案、②特別支援学校高等部の指導案（ホームルーム活動等）、③高校の教科指導案（地歴科（世界史、地理）、公民科（現社または政経）3案）の5種類の指導案を作成し、学校現場で利用してもらうことに最終的に決定した。また、その指導案づくりの検討を通じて、委員の中から、作業用の「ワークシート」や用語解説等を含む「指導の手引き」、「資・史料」などの作成の必要性も取り上げられた。これらの検討もまじえながら、第4回「検討会」から具体的な指導案の検討が本格化することとなった。

5 各指導案について

①ホームルーム活動(高等学校)の指導案

独自教材を用いた「竹島問題」学習が進められている島根県内の小・中学校の現状をふまえた上で、高等学校のホームルーム活動における「竹島問題」学習では、島根県が「竹島の日」を制定したことを確認し、「竹島問題」の現在や過去を理解させ、「竹島の日」制定の理由を考えることを通じて「竹島問題」を考える意味の大切さに気づかせたい。

したがって、この指導案では「竹島問題」について、歴史学や国際法など専門的な理解よりも、事実関係の確認に重点が置かれている。

また、この指導案を利用した「竹島問題」学習を、すべての教員が担当できるように配慮して指導案づくりに取り組んだ。この問題は特定の教科・科目が担当すればよいというものではなく、島根県に関係する国際問題の一つとして、県内のすべての教員が関心をもってホームルーム活動を担当していただくことを願っている。

②ホームルーム活動(特別支援学校高等部)の指導案

特別支援学校については、障がいやその特性などによって生徒の実態は多様であり、一つの指導案ですべての生徒を対象とすることは難しい。

したがって、県教育庁特別支援教育室の専門的な指導や助言をえながら、指導案づくりに取り組み、特別支援学校の協力で授業を実施していただいた。その際に指摘された点も取り入れ、今回の指導案がまとめられている。

特に、「教材化にあたって」を熟読いただき、対象にする生徒をどう設定して学習させるかを、実情に応じて考えていただきたい。また、実際の授業での知的障がい生徒の反応

など配慮すべき点多々あり、実施の際の留意点などに注目されたい。

③高等学校 地理歴史科 世界史A・世界史Bの学習指導案

地理歴史科の必修科目として、すべての生徒が学習する世界史Aまたは世界史Bについては、「竹島問題」と学習指導要領及び学習指導要領解説で示す教科・科目の目標等との関連に配慮しつつ、各委員と協議し、学習指導案づくりに果敢に挑むことになった。特に、「竹島問題」を世界史学習として実施する際に最も留意したのは、世界史の授業で単に「竹島問題」の歴史的経緯を学習させるのではないという点である。

また、世界史における「国境・帰属問題」の事例を具体的に取り上げ、「竹島問題」が過去の植民地支配に関連して感情論になりがちであるため、歴史のあるいは国際法的な検証をすすめ、その解決のために冷静に議論を重ねるべき領土問題であるという認識を確認したい。今回の学習指導案が実践される一方で、この指導案の一層の深化を期待したい。

④高等学校 地理歴史科 地理A・地理Bの学習指導案

学習指導要領では、地理A・地理Bともに、「領土問題」で取り扱うことが明示されている。ただ、「竹島問題」が「領土問題」であるということについて、そもそも竹島は歴史的にも国際法的にも日本の領土であり、その「日本の主権が侵害されている」というきわめて重大な問題であるという点を理解させることが大切である。単に「経済的価値がある(高い)」から問題であるという偏った考え方に陥らないように注意したい。

「領土問題」について、世界の主な領土問題と日本の領土問題を具体的に取り上げて、ワークシートの地図に記入させるという地理科目の特性をうまく活用している点も注目されたい。また、「竹島問題」に関する日本と韓国双方の主張や論拠、対応の仕方について比較し検討することを通して「竹島問題」の原因を理解させ、解決策を考えさせたい。

⑤高等学校 公民科 現代社会または政治・経済の学習指導案

公民科については、選択必修科目の現代社会でも政治・経済でも、「日本の領土問題」で扱うこととなる。「竹島問題」は、日韓双方が、「歴史的な視点」と「国際法的な視点」から異なる主張を行っている。そこで、公民科では、教科・科目の特性を生かし、国際法の視点から「竹島問題」について理解させることが肝要と考えている。

しかし、この国際法上の論点を学ぶ際には、一般には馴染みの薄い法的な専門用語等が多く使われ、その理解を難しくしている。今回の指導案づくりでは、高校生にとって「竹島問題」の理解と解決のために必要な用語の精選に努め、「指導の手引き」ではポイントとなる項目や論点について解説を加えた。今回の指導案では、歴史的な経緯や用語の解説などについて時間を多くとられないように心掛け、問題解決のためにできることや持ち続けるべき姿勢を考えさせたい。

6 おわりに

今回作成した学習指導案では、「ワークシート」を使い、時間の節約にも工夫したつもりである。提示した指導案を実際に学校現場で利活用していただくためには、不十分な点が多々あると思われる。しかし、各校や先生方の実践に、多少なりともヒントを提供でき

たり、お役にたつものがあれば幸甚である。終わりに、各委員のご尽力を重ねて深く感謝いたし、心からお礼を申しあげたい。